

4 食知財第 42 号  
令和 4 年 12 月吉日

会員各位

会長 佐藤 達也

### 令和 4 年度第 4 回講演会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今回は、知的財産高等裁判所長としてご活躍されている大鷹一郎先生を講師にお迎えし、

「知的財産高等裁判所の役割と近時の判例紹介」と題して、ご講演いただく予定です。

ご講演内容は次の通りです。

知的財産高等裁判所は、我が国の経済社会において、知的財産の活用が進展するのに伴い、その保護に関して司法の果たすべき役割がより重要なものとなっているとの現状を踏まえて、知的財産に関する事件についての裁判の一層の充実及び迅速化を図るため、裁判所の専門的処理体制を一層充実させ、整備することを目的として、知的財産に関する事件を専門的に取り扱う裁判所として平成 17 年に知的財産高等裁判所設置法に基づいて設置されました。知的財産高等裁判所は、本年 10 月、東京地方裁判所の知的財産権部、商事部、倒産部と共に中目黒の新庁舎に移転しました。この新庁舎は、ビジネスに関係する裁判を集中して取り扱う、我が国で初めての裁判所として、「ビジネス・コート」と呼ばれております。本講演では、このような知的財産高等裁判所の最近の動きを紹介するとともに、損害論に関する大合議判決について、以下の 4 件の判例を紹介し、その相互の位置づけについて解説いたします。

- ・ 知財高判平成 25 年 2 月 1 日特別部（平成 24 年（ネ）第 10015 号）
- ・ 知財高判令和元年 6 月 7 日特別部（平成 30 年（ネ）第 10063 号）
- ・ 知財高判令和 2 年 2 月 28 日特別部（平成 31 年（ネ）第 10003 号）
- ・ 知財高判令和 4 年 10 月 20 日特別部（令和 2 年（ネ）第 10024 号）

尚、今回は会場で参加された方のみ、日本弁理士会の継続研修としての認定されました。オンライン（Zoom）参加では、継続研修として認定されません。

また、ご講演終了後に講師の方も交えて情報交換会を予定しておりますが、コロナその他の状況により見送りとなる可能性もありますので、予めご承知おきください。

敬具

《日本弁理士会会員の皆様へ》

(一社)日本食品・バイオ知的財産権センターは、日本弁理士会の継続研修を行う外部機関として認定されています。

本研修は、日本弁理士会の継続研修としての認定されました。  
本研修を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として2.0単位が認められる予定です。

■日時

令和4年12月9日(金) 15時00分～17時00分

■会場

TKP ガーデンシティ PREMIUM 田町 (カンファレンスルーム 4E) 及び Zoom 配信 (ハイブリッド)

※日本弁理士会継続研修受講者は、TKP ガーデンシティーでご参加ください。

Zoom での参加では継続研修の認定されません。

■講師

知的財産高等裁判所長 大鷹 一郎

■受講料 (1名につき)

会員・協賛協会会員 5,000円 (消費税込み)

一般 7,000円 (消費税込み)

■申込方法

令和4年11月30日(水)までにマイクロソフトフォームズ (以下の URL) から申し込みください。

<https://forms.office.com/r/16f7uyDqe6> (※なるべくこちらでお申し込みください。)

もしくは添付の申込書 (Excel ファイル) にご記入の上、メールにてお申し込み下さい。

■申込締切日

令和4年11月30日(水)

J A F B I C

一般社団法人 日本食品・バイオ知的財産権センター

〒105-0014

東京都港区芝 2-5-24 芝MARビル4階

T E L : 03-3769-5221 F A X : 03-3769-5307

講演会専用メールアドレス : <mailto:seminar-c@jafbic.jp>

---

### TKP ガーデンシティ PREMIUM 田町地図

